

「全学学生自治会同学会」及び承認更新届について

【ご質問】（投稿日：2018年7月12日）

「京都大学厚生課職員により、全京大生は全学公認団体『全学学生自治会同学会』の構成員であるとする旨の発言があった」とする情報を見かけました。情報の真偽は不明ですが、もし本当であれば、「全学学生自治会同学会から入会の説明を受けておらず、また入会の意味も示していない学生（私を含む）が存在するにもかかわらず、京都大学学内団体規程に定められた承認更新届に何者かが『全学学生自治会同学会の構成員は全京大生である』とする事実と反することを記入して提出している」と考えられ、「全学公認団体としてふさわしくない」事態であると考えます。

そこで、以下の通り質問いたします。

1. 全学公認団体担当部局/部署は、全学公認団体「全学学生自治会同学会」から「全学学生自治会同学会の構成員は全京大生である」旨の承認更新届を受け取っているのでしょうか。
2. 全学公認団体担当部局/部署は、本当に「全学学生自治会同学会の構成員は全京大生である」と認識されているのでしょうか。
3. 京都大学学内団体規程に定められた承認更新届に虚偽の内容を記入することは、「全学公認団体としてふさわしくない」行為にはあたらないのでしょうか。

以上、ご回答よろしくお願いたします。

【回答】（回答日：2018年8月6日）

（教育推進・学生支援部厚生課）

課外活動団体から提出される書類の記載事項については、公開するものではありません。